

令和 8 年 月 日

(名称) 鹿角市公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鹿角市は北東北三県の中心に位置し、東西の長さ 20.1km に対し南北は 52.3km となり、市内中央部を流れる米代川を中心として広範囲に点在する小さい集落がそれぞれ十和田・花輪・尾去沢・八幡平の 4 地域に分かれて生活圏を形成しています。その中で特に鹿角市中心部に位置する花輪地域に主要な公共施設、病院、商業施設等が集積しているため、他地域から花輪地域への移動が必要となっており、交通弱者にとっては公共交通が生活を営む上での重要な役割を担っています。

本市の公共交通は、鉄道・バス・タクシーにより構成されています。地域間交通ネットワークとしては、岩手県盛岡市と大館市を結ぶ JR 花輪線を主要な幹線系統とし、JR 花輪線の鹿角花輪駅から小坂町間を運行する路線バス「小坂線」と、同じく鹿角花輪駅から大館市間を運行する路線バス「花輪大館線」の 2 路線が地域間幹線系統として運行されています。

前段に記載した状況から、鹿角花輪駅を起点として多くのバス路線が運行されており、市内公共交通の重要な結節点となっています。

乗合バスにおいては自家用車の普及や過疎化による人口減少に伴う利用者の減少から運行路線のすべてが赤字路線であり、これまで路線の改廃が進められてきた結果、路線維持のため本市の財政支出は年間 9 千万円～1 億円程度まで増加してきております。

燃料費等物価の上昇や運転手の人材確保など、地域の公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっており、今後の更なる路線の改廃が懸念される中、自ら移動手段を持たず公共交通が主な交通手段となっている市民にとって必要不可欠なものであり、高齢化社会の進展に伴い公共交通の需要が高まることが予測されることから、将来を見据えた持続可能な公共交通の見直しが課題であります。

今回、地域公共交通確保維持改善事業の対象とした 12 路線（以下「対象路線」という。）は、主に本市の郊外地域から主要な公共施設や病院、商業施設などが集まる中心地域までの移動に利用されています。

また、花輪市街地循環線は、他の対象路線などからの乗り換えも多く、花輪地域内の移動手段として重要な役割を果たしています。

これらの路線は、特に自家用車を持たない住民の移動手段として、その維持確保が必要とされています。

対象路線に関しては、JR 花輪線や地域間幹線系統への乗り換えに配慮して、通学、通院時間帯に合わせた対象路線と地域間幹線系統を乗り換えなしで運行する便の設定や、スムーズな乗り換えが可能となる運行ダイヤの調整を行っています。今後もより一層の利便性の向上を目指し利用者の要望を取り入れながら改善を行い、あわせて利用環境整備及び普及活動を実施し、より利用しやすい公共交通の確保を目指します。

地域公共交通確保維持改善事業の活用により、主要フィーダー系統を維持確保し、地域間交流による市全域の活性化を図り、持続可能な公共交通システムを構築することを目指します。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

令和7年度利用者数を基準として路線毎に算出した直近5か年における利用者数の変動割合と同程度の維持を目指します。

路線名	基準年度 (令和7年度)	変動割合	1年目 (令和9年度)	2年目 (令和10年度)	3年目 (令和11年度)
①寺坂・大湯	25,426人	93.1%	22,039人	20,519人	19,104人
②尾去沢(1)	11,537人	97.8%	11,036人	10,794人	10,557人
③花輪市街地循環	11,544人	99.3%	11,383人	11,304人	11,225人
④八幡平循環*	7,964人	97.4%	7,556人	7,360人	7,169人
⑤中滝(1)	1,657人	93.5%	1,450人	1,356人	1,268人
⑥中滝(2)					
⑦大湯花輪(1)	2,717人	99.2%	2,675人	2,654人	2,633人
⑧大湯花輪(2)					
⑨根市大湯(1)	2,688人	85.1%	1,948人	1,658人	1,411人
⑩根市大湯(2)					
⑪根市大湯(3)					
⑫東山環状	3,191人	97.3%	3,022人	2,941人	2,862人
計	66,724人		61,109人	58,586人	56,229人

※④八幡平循環線は、八幡平地区の路線の再編により、令和7年10月より運行を開始した路線であるため、基準年度の値はそれぞれ令和7年10月～令和8年3月の運行期間のひと月当たりの平均乗車人数×12か月により算出し、変動割合の値は人口減少率(97.4%)とします。

④：令和7年10月～令和8年3月のひと月当たりの平均乗車人数(663.6人)×12か月

## (2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保することで以下の効果が期待できます。

## ○①～⑫路線全体の効果

- ・主要公共施設や病院、商業施設等のある地域以外に暮らす住民の通学、通院、買い物等、日常生活に必要な移動手段が確保されます。
- ・地域間幹線系統及び他の系統との連携により効率的な運行体系が確保されます。
- ・高齢者の引きこもり防止や外出機会の増大、地域間交流の促進による地域活性化につながります。
- ・利便性の良い路線の確保により各地域の人口流出を防ぎ、自治会、コミュニティが維持されます。

## ○①寺坂・大湯

- ・対象路線は十和田大湯地域の県道を運行する唯一の路線であり、沿線地域とかづの厚生病院やJR鹿角花輪駅までの間を結ぶ重要な生活路線です。地域内には高等学校がないため、花輪地域の高等学校への通学や通院、買い物、岩手県方面への移動のための交通手段が確保されます。
- ・対象路線沿線には世界文化遺産登録となった「大湯環状列石」があり、さらに来訪者が見込まれること、また、十和田大湯地域は温泉地であるため、地域間交流及び地域の活性化が図られます。

## ○②尾去沢(1)

- ・尾去沢地域は高等学校や医療機関が無く商業施設も非常に少ない地域であり、対象路線は沿線地域の住民の通学や通院、買い物等の花輪地域への移動手段として必要不可欠な路線です。対象路線を維持することで日常生活に必要な移動手段が確保されます。

## ○③花輪市街地循環

- ・対象路線は鹿角花輪駅以南から市役所とかづの厚生病院のある地域へ向かう唯一の路

線であり、維持により必要な移動手段が確保されます。

- ・花輪地域の主要箇所を循環しており、JR花輪線や他のバス路線との乗換による花輪地域内移動の利便性が向上します。
- ・市内で不足している診療科の新たなクリニック開業に合わせ、令和5年4月よりルート変更及びバス停の新規設置により利用者の利便性が図られます。

#### ○④八幡平循環

- ・対象路線は、鹿角花輪駅と八幡平市民センター間を循環するコンパクトな路線であり、八幡平市民センターでは、八幡平市民センター以南のエリアを運行する八幡平地域乗合タクシーと接続し、また、発着点となる鹿角花輪駅では、幹線や花輪市街地循環線との接続により、八幡平地区の住民の市役所やかづの厚生病院のある地域までの移動手段が確保されます。
- ・八幡平地域の県道を運行する唯一の路線であり、八幡平地域の自治会相互交流及び八幡平地域、尾去沢地域、花輪地域の地域間交流の手段が確保されます。
- ・JR花輪線とは鹿角花輪駅と八幡平駅で結節しており、沿線地域から大館市、岩手県方面への移動手段が確保されます。

#### ○⑤中滝(1)、⑥中滝(2)

- ・沿線地域は鹿角市中心部から非常に離れており、対象路線は沿線地域唯一の公共交通です。路線の維持により日常生活における十和田地域中心部や花輪地域への移動手段が確保されます。

#### ○⑦大湯花輪(1)、⑧大湯花輪(2)

- ・大湯地域は日常生活において毛馬内地域や花輪地域への移動が必要な地域であり、特に毛馬内地域との結びつきが強くなっています。対象路線の維持により日常の移動手段の確保や地域間交流の促進が図られます。

#### ○⑨根市大湯(1)、⑩根市大湯(2)、⑪根市大湯(3)

- ・沿線地域は本市の中心部から離れた中山間地域であり、唯一の公共交通である対象路線の維持により、柴平小学校児童及び花輪中学校生徒の通学や住民の日常生活における移動手段が確保されます。

#### ○⑫東山環状

- ・沿線地域は花輪地域中心部のベッドタウンであり、対象路線を維持することで地域住民の利便性が確保されます。
- ・沿線には本市の代表的なスポーツ複合施設「アルパス」があり、市民を中心に各種競技のトレーニングや大会などに幅広く利用されています。本市は「スキーと駅伝のまち」を掲げており、移動手段の確保によりスポーツ振興を図ります。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

令和7年度事業年度における事業評価の結果、一部の路線については目標を達成し、目標値の80%に届かない路線は13路線中4路線であった（寺坂・大湯線、中滝(1)線、大湯花輪(2)線、根市大湯線(2)線）。

1次評価では、令和7年9月末で廃止した八幡平大環状(1)線と志張(1)線以外の路線について効率的な運行を確保するため事業者との協議を進めるほか、高校生を対象としたアンケート調査により通学時の移動手段として公共交通の利用実態の把握と分析により、利用者のニーズを踏まえた運行サービスや、減便やダイヤの変更、デマンド化等について検討することとしているほか、2次評価では、再編を行った系統の再編後の利用状況の効果検証や前事業年度に続き補助対象外となった系統について、利用実態の整理や要因の分析地域ニーズの把握を通じ、路線の見直し等も含めた効率性・利便性向上に向けた取り組みについて助言された。

これを踏まえ、令和8年度事業年度においては、以下の事業を行う。

- ・路線の見直し・検討（鹿角市）
- ・住民ワークショップ（鹿角市）
- ・路線バス時刻表を市内全戸に配布（鹿角市）
- ・座談会の開催（鹿角市）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントにおけるバス車両展示等による啓発活動（鹿角市、秋北バス(株)）</li> <li>・ 高齢者及び運転免許証返納者を対象に回数券購入費を補助（鹿角市）</li> <li>・ 全市民を対象に定期券購入費を補助（鹿角市）</li> </ul> <p>（鹿角市地域公共交通計画 P58、63、64 参照）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>12路線について、費用総額およそ96,000千円のうち、鹿角市から運行事業者への補助金額は、運行事業者の運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分とする。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座談会（住民ヒアリング）の実施</li> <li>・ 利用状況の分析・検証</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座談会（住民ヒアリング）の実施</li> <li>・ 利用状況の分析・検証</li> </ul>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>表5を添付。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>

※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
<b>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
<b>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>18. 協議会の開催状況と主な議論</b>
<p><b>【令和7年度】</b></p> <p>○第1回鹿角市地域公共交通活性化協議会：令和7年6月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度鹿角市地域公共交通活性化協議会収支決算について承認された</li> <li>・八幡平地区における路線の再編について承認された</li> <li>・地域公共交通計画の改定（案）について承認された</li> <li>・令和8年度地域公共交通計画（案）について承認された</li> <li>・生活路線バスの運行の変更について報告した</li> <li>・地域公共交通運賃協議会の設置について報告した</li> <li>・鹿角市の観光路線について承認された</li> </ul> <p>○第2回鹿角市地域公共交通活性化協議会（書面決議）：令和7年7月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド型乗合タクシー運行について承認された</li> </ul> <p>○第3回鹿角市地域公共交通活性化協議会（書面決議）：令和7年8月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊口タクシー営業所の設置について承認された</li> </ul>

- 第4回鹿角市地域公共交通活性化協議会（書面決議）：令和8年1月14日
- ・令和7年度鹿角市地域公共交通活性化協議会会計補正予算について承認された
  - ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（鹿角市地域公共交通計画）について承認された
  - ・八幡平循環線のフリー乗降区間の設定について承認された
  - ・八幡平循環線ダイヤの変更について承認された
  - ・田沢湖線の運行経路の変更並びにバス停留所の廃止について承認された

- 第5回鹿角市地域公共交通活性化協議会：令和8年3月16日
- ・令和7年度事業報告について承認された
  - ・中間年度におけるアンケート結果について報告した
  - ・令和8年度鹿角市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）及び収支予算（案）について承認された
  - ・八幡平地区デマンド型乗合タクシーの利用状況について報告した
  - ・自家用有償旅客運送（ドラゴン号）の運行エリア拡大について承認された

【令和8年度】

- 第1回鹿角市地域公共交通活性化協議会：令和8年6月22日
- ・令和7年度収支決算について
  - ・令和9年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について
  - ・自家用有償旅客運送（ドラゴン号）の更新申請について
  - ・八幡平地区と十和田地区における持続可能な公共交通サービスについて
  - ・生活路線バスの運行の変更等について →いずれも承認された

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通活性化協議会委員として利用者代表（かづのPTA 連合会、鹿角市老人クラブ連合会、市民）が参加している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字新田町11番地4

（所 属）鹿角市地域公共交通活性化協議会（鹿角市観光交通課内）

（氏 名）畠山 堅太郎（鹿角市観光交通課交通政策班）

（電 話）0186-30-0257（直通）

（e-mail）koutsu@city.kazuno.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名		市区町村名		協議会名		年度												
秋田県		鹿角市		鹿角市地域公共交通活性化協議会		令和9年度												
申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日数	計画運行回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）				
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハて該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホて該当する要件（別表7のみ）
1	鹿角市	秋北バス(株)	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(1) 寺坂・大湯	花輪営業所	寺坂・厚生病院前	ホテル鹿角	20.8km	20.8km	239日	1,434.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
2	鹿角市	秋北バス(株)	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(2) 尾去沢（1）	鹿角花輪駅前	上山	尾去沢	5.4km	5.1km	239日	1,314.5回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
3	鹿角市	秋北バス(株)	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(3) 花輪市街地循環	鹿角花輪駅前	かづの厚生病院前	鹿角花輪駅前	循環	14.7km	243日	1,701.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
4	鹿角市	秋北バス(株)	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(4) 八幡平循環	鹿角花輪駅前	八幡平市民センター	鹿角花輪駅前	18.9km	18.9km	242日	726.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
5	鹿角市	㈱十和田タクシー	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(5) 中滝(1)	十和田南駅前	大湯温泉	中滝	0.0km	22.3km	244日	122.0回			路線型		① 幹線接続	十和田南駅前停留所で補助対象地域間幹線系統小坂線と接続	③ 前年度から引き続き運行
6	鹿角市	㈱十和田タクシー	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(6) 中滝(2)	中滝	大湯温泉	鹿角花輪駅前	32.0km	32.0km	244日	366.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
7	鹿角市	㈱十和田タクシー	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(7) 大湯花輪(1)	四ノ岱	十和田南駅前	鹿角花輪駅前	21.5km	21.5km	280日	560.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
8	鹿角市	㈱十和田タクシー	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(8) 大湯花輪(2)	四ノ岱	大湯温泉	十和田南駅前	11.1km	11.1km	280日	384.0回			路線型		① 幹線接続	十和田南駅前停留所で補助対象地域間幹線系統小坂線と接続	③ 前年度から引き続き運行
9	鹿角市	㈱十和田タクシー	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(9) 根市大湯(1)	大湯温泉	根市	鹿角花輪駅前	24.0km	21.7km	244日	244.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
10	鹿角市	㈱十和田タクシー	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(10) 根市大湯(2)	鹿角花輪駅前	柴平小学校	級ノ木	0.0km	17.7km	244日	122.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
11	鹿角市	㈱十和田タクシー	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(11) 根市大湯(3)	大湯温泉	級ノ木・柴平小学校	鹿角花輪駅前	28.3km	28.8km	244日	244.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
12	鹿角市	㈱十和田タクシー	市町村バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」	(12) 東山環状	鹿角花輪駅前	東山	鹿角花輪駅前	循環	10.9km	280日	1,364.0回			路線型		① 幹線接続	鹿角花輪駅前停留所で補助対象地域間幹線系統花輪大館線と接続	③ 前年度から引き続き運行
13																		

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
秋田県	鹿角市	鹿角市地域公共交通活性化協議会	令和9年度

	人口
人口集中地区以外(人)	25,640人
交通不便地域等(人)	25,640人

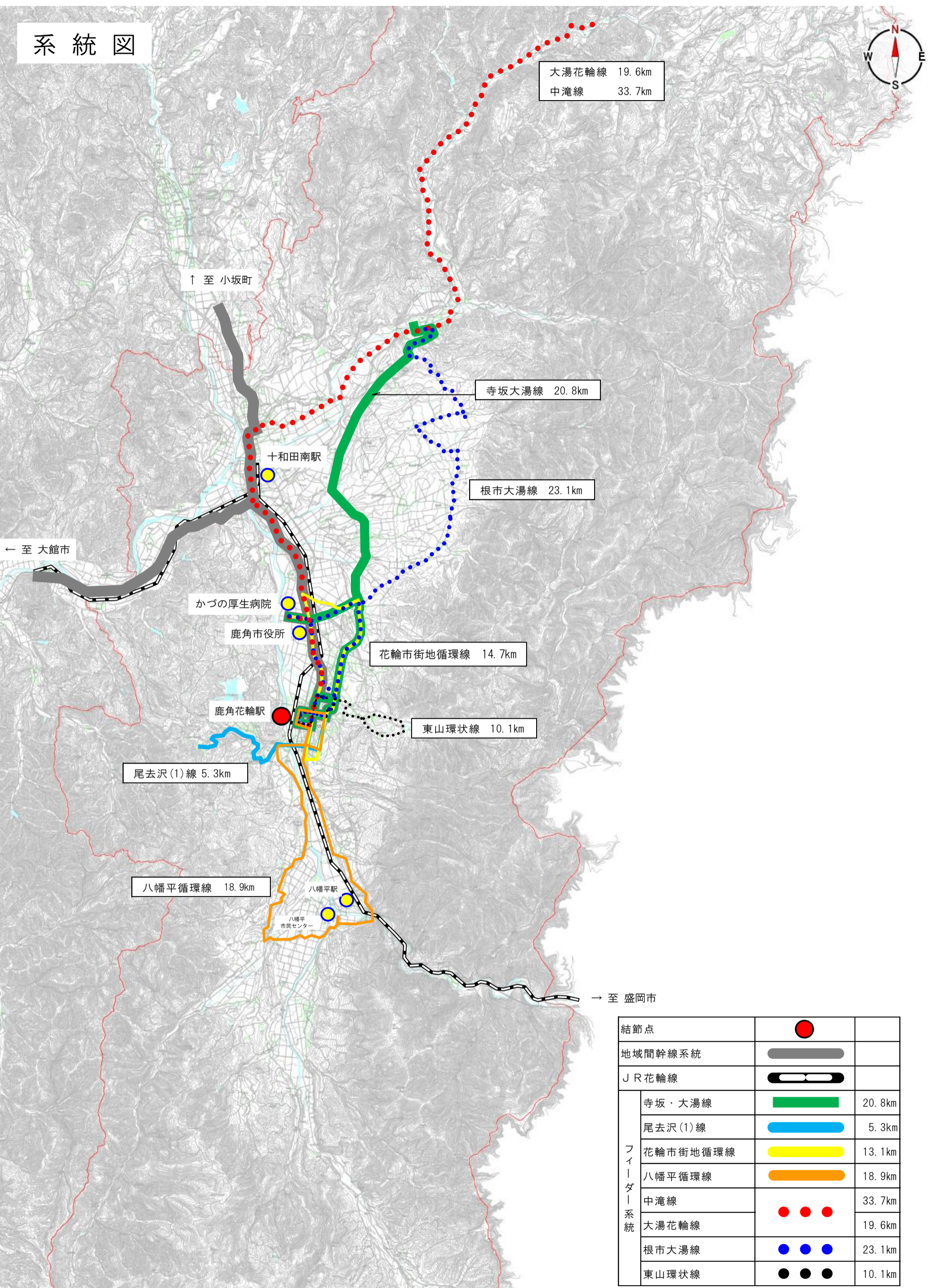
交通不便地域等の内訳

人口(人)	対象地区	根拠法
25,640人	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

# 系統図



結節点			
地域間幹線系統			
J R 花輪線			
フ イ ー ダ ー 系 統	寺坂・大湯線		20.8km
	尾去沢(1)線		5.3km
	花輪市街地循環線		13.1km
	八幡平循環線		18.9km
	中滝線		33.7km
	大湯花輪線		19.6km
	根市大湯線		23.1km
東山環状線		10.1km	

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第262号)

